

東京大学産学協創推進本部 産学イノベーション推進部 特任研究員
募集要項

職名・人数	特任研究員（特定有期雇用教職員又は特定短時間勤務有期雇用教職員） ・若干名
契約期間	なるべく早い採用日～2026年3月31日
更新の有無	更新する場合があり得る。更新する場合は、1年ごとに行う。 更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
定年	東京大学教職員就業規則に定めるとおり
試用期間	採用された日から14日間
就業場所	東京大学産学連携プラザ（東京都文京区本郷7-3-1） 変更の範囲：原則同一部局内
所属	東京大学産学協創推進本部
業務内容	東大関連スタートアップの創出・成長を目指したスタートアップエコシステム形成のための企画・立案及びそのためのコミュニティ運営 1. 東大関連スタートアップの創出・成長に資するプログラムの企画・立案 2. 東大関連スタートアップと大企業との協業促進のための企画・立案 3. 東大関連スタートアップ・大企業コミュニティの活性化のための企画・立案及び運営 その他、東京大学が取り組む産学連携全般に係る諸施策の企画・立案・調査 変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある。
就業時間	専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。 (特定短時間勤務有期雇用教職員の場合、勤務日数と勤務時間については応相談)
休日	土、日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
休暇	年次有給休暇、夏季指定休暇等
賃金等	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額45～70万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する） (特定短時間勤務有期雇用教職員の場合は時給制。資格、能力、経験等に応じて決定する) 通勤手当（支給要件を満たした場合、上限55,000円／月）
加入保険等	法令の定めるところにより、文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入 (特定短時間勤務有期雇用教職員の場合、年金保険のみ協会けんぽの厚生年金保険に加入)

募集要件	<p>【必須要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産学連携の社会意義に共感した事業推進意欲 ・スタートアップの方法論に関する知見 <p>【歓迎要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スタートアップ企業での勤務経験 ・新規事業企画・推進経験 ・スタートアップ起業支援等の業務経験 ・ビジネス中級程度の英語力（英語のプレゼンテーションができる）
応募書類	<p>○東京大学統一履歴書 1部（本学指定様式※）</p>
	<p>※本学指定様式は、以下の URL から ダウンロードのうえ作成すること https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html</p>
	<p>○職務経歴書 1部（A4で2頁以内）</p>
	<p>○志望動機 1部（A4で2頁以内）</p>
	<p>応募書類は、採用選考以外の目的には使用せず、また、原則的に返却いたしませんので予めご了承ください。</p>
応募方法等	<p>応募書類に氏名を並記したものを各ファイルの名称とし、以下【提出先フォルダ】にアップロードしてください。</p>
	<p>※履歴書の自筆署名欄は空欄とする</p>
	<p>※2~3営業日以内に受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。</p>
	<p>【提出先フォルダ】</p>
応募締切	<p>2025年7月31日（木）必着</p>
	<p>ただし上記締切前であっても、応募状況により募集終了を早める場合がある。</p>
選考方法	<p>第一次選考 書類選考</p>
	<p>第二次選考 面接選考（複数回の面接を実施する場合がある）</p>
	<p>※日時ならびに面接方法は第一次選考通過者に別途連絡</p>
問い合わせ	<p>東京大学産学連携法務部産学連携推進課総務企画チーム 平岡</p>
	<p>TEL : 03-5841-1479 E-mail : sangaku-jinji@ducu.u-tokyo.ac.jp</p>
募集者名称	<p>国立大学法人東京大学</p>
受動喫煙防止	<p>敷地内禁煙（屋外に喫煙所あり）</p>
措置の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・「東京大学男女共同参画加速のための宣言」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。 ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成
留意事項	

が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。